

洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説について

本件の概要

平成30年3月30日
平成30年6月20日追加

港湾区域に洋上風力発電設備を建設する場合、電気事業法に基づく技術基準及び港湾法に基づく技術基準に適合する必要があります。電気事業法の技術基準への適合性については経済産業省（産業保安監督部等）が審査し、港湾法の技術基準への適合性については各港湾管理者等が審査します。

港湾区域における洋上風力発電設備の導入の円滑化のためには、各法に基づく審査手続きの合理化により、事業者の負担が軽減されることが不可欠です。経済産業省と国土交通省は、平成28年より電気事業法と港湾法の統一的な考え方に基づく審査基準類について検討を進めてきました。

このたび、当該検討の成果として、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」を平成30年3月に策定しました。本統一解説は、港湾区域に設置される着床式洋上風力発電設備について適用される各種基準（電気事業法に基づく発電用風力設備の技術基準、港湾法に基づく公募対象施設等の基準及び港湾の施設の技術基準）を、統一的考え方に従って解説したものです。

平成30年4月2日以降、港湾区域に設置される着床式洋上風力発電設備に関する工事計画届が提出された際は、本統一解説の第1章から第4章の内容も踏まえて当該設備の技術基準への適合性判断を実施することとします。

ファイル名：

[【洋上風力発電設備に関する統一解説】](#)（PDF形式：KB）

[【洋上風力発電設備に関する統一解説（付属資料）】](#)（PDF形式：KB）

[【港湾区域に設置される着床式洋上風力発電設備の工事計画届の審査について】](#)（PDF形式：KB）

[【「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」正誤表（平成30年6月20日追加）】](#)（PDF形式：KB）

問い合わせ先

産業保安グループ 電力安全課 ： 電話（03）3501-1742（直通）